

茅情個審査答申第12号

令和2年6月17日

諮問番号 30茅教政第28号

審査庁 茅ヶ崎市教育委員会 教育長

事件名 茅ヶ崎市内特定小学校教育研究会に関する資料の一部公開決定に対する審査請求

## 答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件、行政文書の公開請求について、茅ヶ崎市教育委員会教育長が平成30年5月29日付け30茅教指第65号により行った一部公開決定処分は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成30年4月18日付けで、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、茅ヶ崎市教育委員会に対し、「〇〇〇小の授業研究会については、設立当初3年間の時限的特別措置により予算がつけられたが、予算終了後

に市教委や学校の計画として、どのように位置づけや運営方法などが定められてきたのか、決定責任者は誰か、現在に至るまでの公開授業の実施についてそれらが分かる文書すべて」（以下「本件請求文書1」という。）及び「海外の視察団の受け入れ記録と、その受け付け方法や窓口などが分かるもの。海外の視察団から参加費の徴収をしているか否かが明確に分かるもの」（以下「本件請求文書2」という。）の情報公開請求（以下「本件情報公開請求」という。）を行った。

また、審査請求人は、本件請求文書1について、表1に掲げるように、請求する文書を具体的に列挙している。

【表1】

- ・ 現在の授業研究会の形態が、いつどのように、誰の責任によって、どのような経緯で定められたのか分かる文書すべて。
- ・ 授業研究会がどのような団体か分かる文書。任意団体か、学校主催なのか、研究会の会長やメンバーを定めたもの、会の規約書などすべて。
- ・ 市教委は〇〇〇小の授業研究会にどのように関わっているのか、授業研究会と市教委の係わりの分かる文書すべて。
- ・ 授業研究会のセミナーなどが使用していた校舎などの学校施設、機材などの備品の貸し出し記録、使用許可の手続き書すべて（以下「本件請求文書1-1」という。）。
- ・ 授業研究会が、セミナーや月例研究会などの参加者から徴収していた参加費の金額、資料代の金額が分かるもの。また、徴収の方法、徴収した責任者が分かるもの。
- ・ 授業研究会の講師に対して支払っていた金額及びその謝礼規定の分かるもの（以下「本件請求文書1-2」という。）。
- ・ 授業研究会の運営にかかわる収支決算書、会計報告書、さかのぼって存在するものすべて。領収証の写し。また収支の管理口座の名義が分か

るもの。

- ・ ○○○小の教員の授業研究会への参加同意書。参加への規定などが分かるもの。出退勤の時間管理の分かるもの（以下「本件請求文書1-3」という。）。

2 茅ヶ崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、表1に掲げる本件請求文書1のうち、本件請求文書1-1、本件請求文書1-2のうち「謝礼規定の分かるもの」及び本件請求文書1-3のうち「参加同意書」及び「出退勤の時間管理の分かるもの」並びに本件請求文書2のうち「海外の視察団から参加費の徴収をしているか否かが明確に分かるもの」を不存在とする一方で、表2に掲げる文書を対象文書として特定し、個人名や印影等が条例第5条第1号に該当するとして非公開とする一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

**【表2】**

- ・ 学校経営方針
- ・ 研修部活動方針
- ・ 教育研究会規約
- ・ 教育研究会決算報告
- ・ 月例授業研究会校外向け案内
- ・ 月例授業研究会参加者向け資料
- ・ 月例授業研究会校内便り（計画と振返り）
- ・ 月例授業研究会・セミナーイン○○○・教育研究発表会講師謝礼領収書
- ・ 各種領収証
- ・ 海外視察依頼・名簿及び事前確認事項等
- ・ セミナーイン○○○校内計画
- ・ セミナーイン○○○案内

- ・ セミナーイン○○○実践発表資料
- ・ セミナーイン○○○参加費見積書・納品書・請求書・領収書
- ・ 教育研究発表会校内計画
- ・ 教育研究発表会案内
- ・ 教育研究発表会私の研究テーマ
- ・ 教育研究発表会指導案綴り
- ・ 教育研究発表会参加費（資料代含む）見積書・請求書・領収書（市外からの参加者向け）
- ・ 教育研究発表会参加費（資料代含む）見積書・請求書・領収書（市内からの参加者向け）
- ・ 通帳
- ・ 研究紀要
- ・ 予算編成方針
- ・ 教育公務員特例法

3 審査請求人は、平成30年8月28日付けで、実施機関の教示により、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分のうち、本件請求文書1-1及び本件請求文書1-3のうち「参加同意書」の不存在を理由に非公開とした処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、条例第4条の規定に基づく本件情報公開請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、本件請求文書1-1及び本件請求文書1-3のうち「参加同意書」の不存在を理由として非公開とした処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

本件請求文書 1 - 1 及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」の不存在について、単に当該文書を保有していないという記載のみでは非公開の理由として不十分であり、違法な行政処分である。

また、この事案に関する文書が全く存在しないということは活動上あり得ない。学校長や担当課が都合よく、外部と学校内部に説明を使い分けており、適切な情報公開が行われていない。

## 第3 実施機関の考え方

本件請求文書 1 - 1 及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」については、茅ヶ崎市に物理的に存在しなかった。

また、茅ヶ崎市の組織でない任意団体である市内特定小学校教育研究会（以下「教育研究会」という。）の文書については、元来、茅ヶ崎市が取り寄せる権限はない。しかし、これまで審査請求人より、教育研究会に関する文書の開示を求める請求を度々受けていたことから、審査請求人の要請に応えるため、教育研究会へ本件情報公開請求に係る文書の提出を求め、本件処分にかかる文書を取得し、審査請求人に対して本件処分を行ったものである。

その後、教育研究会に問い合わせをしたが、教育研究会からの回答も存在しないというものであった。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件請求文書について

審査請求人は、「〇〇〇小の授業研究会については、設立当初3年間の時限的特別措置により予算がつけられたが、予算終了後に市教委や学校の

計画として、どのように位置づけや運営方法などが定められてきたのか、決定責任者は誰か、現在に至るまでの公開授業の実施についてそれらが分かる文書すべて」及び「海外の視察団の受け入れ記録と、その受け付け方法や窓口などが分かるもの。海外の視察団から参加費の徴収をしているか否かが明確に分かるもの」の、本件情報公開請求を行った。

実施機関は、表 1 に掲げる本件請求文書 1 のうち、本件請求文書 1 - 1、本件請求文書 1 - 2 のうち「謝礼規定の分かるもの」及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書及び出退勤の時間管理の分かるもの」並びに本件請求文書 2 のうち「海外の視察団から参加費の徴収をしているか否かが明確に分かるもの」を不存在とする一方で、表 2 に掲げる文書を対象文書として特定し、個人名や印影等が条例第 5 条第 1 号に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書 1 - 1 及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」の不存在を理由とする本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件処分において不存在とされた本件請求文書 1 - 1 及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」の保有の有無について検討する。

## 2 請求対象文書の不存在について

- (1) 実施機関は、その所管に属する学校その他の教育機関における教育活動、施設管理等に関する事務を管理し、執行する（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条等参照）ことから、これらに係る文書を保有し、管理しているものと解される。
- (2) しかしながら、本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」は、主として教育研究会の運営に関するものであり、当該小学校の教育活動と直接関連性を有しない。

また、本件請求文書 1 - 1 について、本件処分において実施機関が特定した文書以外に、教育研究会に関する文書を保有していないとする実施機関の説明が、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、実施機関が上記の文書を保有しているとは認められない。

### 3 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれもこの判断を左右するものではない。

以上のことから、本件請求文書 1 - 1 及び本件請求文書 1 - 3 のうち「参加同意書」を不存在とした本件処分は、妥当であると判断した。

## 第 5 審査会の付言

本件審査請求に対する当審査会の判断は上記のとおりであるが、本件において、実施機関は、審査請求人の要請に応じる形で、教育研究会から文書を取得し、本件処分を行ったとしている。しかし、教育研究会は、〇〇〇小学校の職員をその構成員とし、当該小学校と連携して教育研究の向上・発展に貢献するとともに、当該小学校の教育の充実を支援することを目的とするものであって、その活動内容には、当該小学校の教育活動と密接な関連性を有しているものも認められる。

そのため、教育研究会の活動に関する文書のうち、当該小学校の教育活動に直接関連性を有するものについては、当該小学校の教職員がその分掌する事務に関して職務上作成又は取得をし、実施機関において管理する行政文書と認識すべきものと解される。

実施機関には、文書管理について適切な対応を望むものである。

## 第6 審査会の処理経過

平成30年	4月18日	行政文書公開請求書受付
平成30年	5月2日	行政文書公開決定等期間延長通知
平成30年	5月29日	行政文書一部公開決定処分
平成30年	8月28日	審査請求
平成30年	11月22日	諮問
令和元年	7月2日	審議（第1回審査会）
令和元年	8月8日	審議及び意見陳述（第2回審査会）
令和元年	11月22日	審議及び意見聴取（第3回審査会）
令和2年	1月29日	審議（第4回審査会）
令和2年	3月9日	審議（第5回審査会）
令和2年	6月17日	審議（第6回審査会）（書面会議）
令和2年	6月17日	答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

笠間 透

熊澤 弘司

佐藤 直大

原口 佳誠